

災害時における応急対策業務に関する協定

青森県県土整備部（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部青森県部会（以下「乙」という。）は、災害時における甲が所管する施設の災害応急対策業務に関わる補償業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象又は予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設（工事中の施設を含む。以下「所管施設」という。）が被災した場合において、甲がその応急対策業務を実施するに当たり、補償業務について協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 応急対策業務の実施範囲は、所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は、所管施設が被災し、乙の出動が必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙に出動を要請することができるものとする。

2. 補償業務の内容は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務のうち、別表に定めるものとする。

3. 乙は、甲からの出動要請があったときは、速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲の指示に基づき当該所管施設の応急対策に関する補償業務を早急に実施するものとする。

4. 乙は、甲からの出動要請に対する連絡体制を定めておくものとする。

5. 乙は、応急対策に関する補償業務を速やかに実施するため、あらかじめ、必要な技術者及び器材等（以下「技術者等」という。）の確保、動員の方法を定めておくものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第5条 乙は、業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合には、遅滞なく当該事実を書面により甲に報告し、その措置について双方が協議してこれを定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（運用）

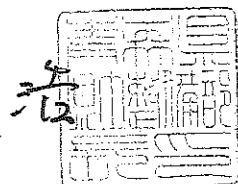
第7条 この協定は、協定を締結した日から運用する。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

甲 青森県県土整備部長

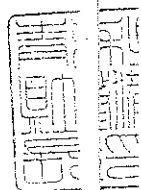
新井田



乙 一般社団法人日本補償コンサルタント協会

東北支部青森県部会 会長

斎藤 春晃



別表 応急対策業務の実施範囲

業務の名称		業務の内容
(1)	工損調査等	工事の施行により隣接地の建物等に生ずる損害の調査及び補償額の算定
(2)	用地測量等	工事の施行に必要な土地の範囲及び権利者の調査
(3)	用地調査等	工事の施行に必要な土地若しくは物件又は権利の取得又は使用に伴う通常生ずる損失に関する調査及び補償額の算定
(4)	補償説明	(1) から (3) の業務に関して権利者及び関係人に対して必要と認められる説明
(5)	被災状況調査	被災した公共施設の状況把握のための調査
(6)	その他	(1) から (5) のほか、甲が特に必要と認める業務で乙が協力することを承諾した業務

